

「山口海物語」製品認定要綱

（目的）

第1条 この要綱は、山口県内で製造される水産加工品について、一定の基準を定め、その基準に適合する製品を「山口海物語」製品として認定するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、「山口海物語」製品とは、県内で製造された水産加工品で次条の規定を満たす製品をいう。

2 「認定」とは、山口県水産加工業連合会（以下「県加工連」という。）が定める基準（以下「認定基準」という。）に適合することを認め決定することをいう。

（品目及び認定基準の設定）

第3条 「山口海物語」製品の対象品目は、次のとおりとする。

ねり製品、うに製品、めんたいこ製品、ふぐ加工品、素干し品、塩干品、煮干し品、みりん干し、海藻加工品、鯨製品

2 「山口海物語」製品の認定基準は、品目毎に別に定める。

（認定基準の廃止及び変更）

第4条 県加工連は、製造技術の進展等に鑑み、必要があると認めるときは、認定基準を廃止又は変更することができる。

（認定の申請）

第5条 「山口海物語」製品の認定を受けようとする者は、認定審査に必要な事項を記載した申請書（別記様式第1号）を指定された期間内に県加工連に提出しなければならない。

2 申請を行うことのできる者は、県内に所在する水産加工品の製造業者でなければならない。

（認定の決定）

第6条 県加工連は、認定委員会を設置し、申請内容が認定基準に適合するか否かを審査するものとする。

2 認定委員会が、申請内容が認定基準に適合すると認定したときは、県加工連は必要事項を登録するとともに、「山口海物語」製品認定票（別記様式第2号）を申請者に対し交付するものとし、これを認定しないときは、県加工連はその旨及び理由を当該申請者に通知するものとする。

3 認定票の記載事項に変更が生じたときは、速やかに別記様式第3号により県加工連に届け出るものとする。

(ロゴマークの表示)

第7条 第6条の認定を受けた者は、認定された「山口海物語」製品にロゴマーク(別記様式第4号)を表示することができる。ロゴマークの表示方法は、原則として、認定された「山口海物語」製品の容器、包装又は製品自体へのシールの貼付又は印刷によるものとする。

(認定事項の確認)

第8条 県加工連は、第6条第2項の登録後3箇年経過する毎に、認定を受けた者に認定継続の意思を確認するとともに、認定委員会において当該認定製品が認定基準に適合するか否かを再度審査するものとする。

2 県加工連は、前項の審査のほか必要に応じて、第6条の認定を受けた「山口海物語」製品の製造及び表示の実態が、申請の内容に則しているか否かについて確認するものとする。

3 第1項の審査及び前項の確認の方法は、次に掲げる範囲内で実施するものとする。

(1) 認定された「山口海物語」製品の製造、保管及び販売の場所への立ち入り確認

(2) 認定された「山口海物語」製品に係る原材料及び資材等の仕入れ状況、製造技術に関する書類による確認

(3) 検査材料の収去による認定された「山口海物語」製品の性状、成分又は表示内容についての検査

(認定の取消等)

第9条 県加工連は、次に掲げる事項のいずれかに該当し、必要があると認めるときは、第6条の認定を取消し、又は認定表示を一時停止させた上、製造方法等の改善を指導することができる。

(1) 認定を受けた製品の製造を中止したとき

(2) 認定を受けた者から認定の取消しの申し出があったとき

(3) 認定を受けた製品について、次に掲げる違反行為があったとき

ア 食品衛生法に基づく営業停止等行政指導を受けた場合

イ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の9第1項の規定に基づく指示を受けた場合

ウ 不当景品類及び不当表示防止法第6条の規定に基づく排除命令又は同法第9条の2の規定に基づく指示を受けた場合

(4) 認定を受けた者が、ロゴマークを不正に使用したとき

(5) 県加工連が行う前条第1項の審査の結果、認定基準に適合しないことが判明したとき

(6) 県加工連が行う前条第1項の審査及び第2項の確認を拒否し、又は事実を偽ったとき

(7) 認定を受けた者が、この要綱による「山口海物語」製品の認定制度の運用について重大な支障をきたす行為をしたとき

- 2 県加工連は、虚偽の申請等により「山口海物語」製品の認定を受け、又は前項の(3)から(7)のいずれかに該当する行為を行った者があるときは、その旨を公表することができる。

(ロゴマーク使用者等の責務)

第10条 第6条の認定を受けた者及び認定申請者の責務は、次のとおりとする。

- (1) 第8条による確認が速やかに実施できるよう、帳簿等関係書類を整理保管し、努力しなければならない。
- (2) 第9条第1項の改善指導があったときは、速やかに改善措置を講じなければならない。なお、この改善措置を講じたときは、その旨県加工連に報告しなければならない。
- (3) 第9条第1項第1号に該当するときは、別記様式第5号により、県加工連に報告しなければならない。
- 2 認定された「山口海物語」製品の流通、販売過程及びこれを購入した消費者との間において、認定表示に係る問題が生じた場合は、第6条による認定票を交付された者がその責任を負うものとする。この場合、速やかに県加工連にその内容を報告しなければならない。

(補足)

第11条 「山口海物語」製品の製造、製造、流通又は販売を行う者は、この要綱によるロゴマークと紛らわしい表示を行ってはならない。

- 2 この要綱に定めるもののほか、この要綱による認定制度の運用に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年9月24日から施行する。

別記
様式第1号

「山口海物語」製品認定申請書

年 月 日

山口県水産加工業連合会会長 様

(申請者)
住 所
団 体 名
代表者名 印

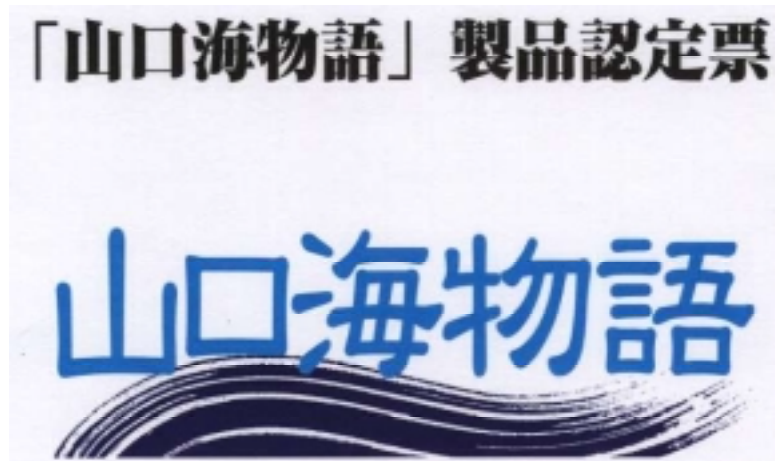
「山口海物語」製品の認定を受けたいので、「山口海物語」製品認定要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 認定申請品目
- 2 認定申請製品
- 3 添付書類
 - (1) チェックリスト
 - (2) 表示事項の記載されたラベル(容器に印刷されたものについては、その部分を切り取ったもので足りる。)
 - (3) 腸炎ビブリオ最確数100/g以下(アルカリペプトン水、TCBS寒天培地法)であることを証明する書類(飲食に供する際に加熱を要しないものに限る。)
 - (4) 表彰歴を要件としている場合は、表彰状の写しなど表彰歴を証明するもの

担当者名 _____
T E L _____
F A X _____

様式第 2 号



- 1 認定番号
- 2 品目名
- 3 製品名
- 4 製造業者名
- 5 製造場所

平成 年 月 日

山口県水産加工業連合会会長

「山口海物語」製品認定票記載事項変更届

年 月 日

山口県水産加工業連合会会長 様

(申請者)
住 所
団 体 名
代表者名

印

平成 年 月 日付けで交付された認定票の記載事項に変更がありましたので、「山口海物語」製品認定要綱第6条第3項の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 認定番号
- 2 製品名
- 3 変更のあった記載事項の内容

記載事項	変更後の内容	変更前の内容

- 4 変更年月日
- 5 変更した理由

担当者名
T E L
F A X

「山口海物語」のロゴマーク



商標登録済み

サイズ 縦：横 = 1 : 3

カラー TOYO 8462
Process / C 100% + M 5%
TOYO 8560
Process / C 90% + M 100%

(「山口県推奨品」を書き込む場合)



カラー TOYO 8462
Process / C 100% + M 5%
TOYO 8560
Process / C 90% + M 100%
TOYO 8095
Process / C 10% + M 100% + Y 100%
文字 RF ナウ - MU トラッキング100/1000em

様式第 5 号

「山口海物語」製品の製造中止報告

年 月 日

山口県水産加工業連合会会長 様

(申請者)

住 所

団 体 名

代表者名

印

平成 年 月 日付けで認定票の交付を受けた「山口海物語」製品の製造を中止したので、「山口海物語」製品認定要綱第 10 条第 1 項第 3 号の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 認定番号
- 2 製品名
- 3 製造中止年月日
- 4 製造を中止した理由
- 5 製造を再開する見込みの有無

担当者名
T E L
F A X